

## 福井市監査告示第20号

地方自治法第199条第2項の規定及び福井市監査基準に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年9月10日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

### 1 監査の種類

行政監査

### 2 監査対象

令和元年度実施の行政監査（テーマ「歳入予算の見積り（一般会計）」）において、指摘事項等があった予算科目に係る令和3年度歳入予算の編成事務

### 3 監査の主眼

- (1) 各所属において、歳入予算の見積りが適正に行われているか。
- (2) 財政課において、歳入予算の査定が適正に行われているか。

### 4 監査の実施内容

#### (1) 実施手続

対象となる予算科目の歳入見積り及び査定内容について、関係資料及び職員への聴取等により調査を実施した。

#### (2) 実施期間

令和3年7月2日から同年8月25日まで

### 5 監査結果

ほとんどの予算科目において、改善が図られており、概ね適正に処理されていた。

ただし、一部には、対応がされていないものや不十分であるもの、財政課による査定で是正されているが所管課の要求段階では対応がされていなかったものなど、まだ改善の必要があるものも見受けられることから、引き続き、合理的な算出基礎に基づいた適正な見積りを全庁的に指導するとともにその内容を十分検証し、より精緻な予算の編成に継続して取り組まれない。